

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の **A** を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 目的	(2) 開設を必要とする理由	(3) 通信の相手方及び通信事項	(4) 無線設備の設置場所
(5) B 及び空中線電力		(6) 希望する運用許容時間	
(7) 無線設備（注）の工事設計及び C			
(8) 運用開始の予定期日	(9) 船舶の所有者、用途、総トン数等その船舶に関する事項		

注 無線設備には、電波法第30条（安全施設）及び同法第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

A	B	C
1 免許	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日
2 免許	電波の型式、周波数	工事着手の予定期日
3 登録	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日
4 登録	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事着手の予定期日

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 3 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 4 海岸局の免許の有効期間は、3年とする。

A-3 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の **A** 、**B** 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて **C** を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差	他の無線設備の機能に支障
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度	他の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差	重要無線通信に混信
4 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度	重要無線通信に混信

A-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について、電波法（第39条）の規定に沿って述べたものである。

□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（注1）以外の者は、無線局の無線設備の □ A （以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて③の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行つてはならない。ただし、 □ B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者とする。以下同じ。

2 簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。

② □ C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A

1 操作を行う無線従事者
2 操作を行う無線従事者
3 操作の監督を行う者
4 操作の監督を行う者

B

船舶の運航計画の変更のため
船舶が航行中であるため
船舶の運航計画の変更のため
船舶が航行中であるため

C

モールス符号を送り、又は受ける無線電信
無線電信
無線電信
モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A-5 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者の免許証について述べたものである。無線従事者規則（第49条から第51条まで）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び写真1枚並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（注）を携帯していなければならない。

注 船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書とする。

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条及び第110条）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、□ A は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、□ B については、この限りでない。
② ①の規定に違反して無線局を運用した者は、□ C に処する。

A

1 電波の型式、周波数及び空中線電力
2 電波の型式、周波数及び空中線電力
3 電波の型式及び周波数
4 電波の型式及び周波数

B

遭難通信
遭難通信、緊急通信及び安全通信
遭難通信
遭難通信、緊急通信及び安全通信

C

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-7 次に掲げる通信のうち、漁船の船舶局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 船位通報に関する通信
2 アマチュア業務に関する通信
3 気象の照会のために行う海岸局との間の通信
4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

A-8 海上移動業務の無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しがあることが確実でない呼出しを受信したときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他のいずれの無線局も応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しがあることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-9 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第8条及び第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 □A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①の規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を □B しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、□C に、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える義務船舶局の免許人は、③により機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、その試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

	A	B	C
1	毎週1回以上	免許人に報告	1年以内の期間ごと
2	毎週1回以上	船舶の責任者に通知	6箇月以内の期間ごと
3	毎日1回以上	船舶の責任者に通知	1年以内の期間ごと
4	毎日1回以上	免許人に報告	6箇月以内の期間ごと

A-10 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする□Aによって聽守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)に掲げる事項を順次送信し、更に1分間聽守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□B」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「□B」の連続及び自局の呼出名称の送信は、□Cを超えてはならない。

- (1) ただ今試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

	A	B	C
1	電波の周波数	試験電波発射中	10秒間
2	電波の周波数	本日は晴天なり	30秒間
3	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	30秒間
4	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	10秒間

A-11 次の記述のうち、船舶局が遭難通信を行う場合の運用として正しいものはどれか。電波法（第52条及び第53条）及び無線局運用規則（第58条及び第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 156.8MHzの周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、当該電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならない。
- 2 無線局は、遭難通信を行う場合においては、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 3 無線局は、遭難通信を行う場合においては、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことできない。

A-12 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

① 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波（デジタル選択呼出通信に引き続いで無線電話を使用する場合のもの）を使用して、□Aにより、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。

- (1) □B (又は「遭難」) 1回
- (2) □C 3回
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の識別信号 3回
- (5) 受信しました 1回
- (6) □B (又は「遭難」) 1回

② ①の応答が受信されなかった場合には、その船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して、遭難警報を受信した旨を送信するものとする。

	A	B	C
1	デジタル選択呼出装置	メーデー	各局
2	デジタル選択呼出装置	パン パン	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3	無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
4	無線電話	パン パン	各局

A-13 次の記述は、海上移動業務における緊急通信の取扱い等について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他□Aに緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局及び船舶局は、□Bに次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Bを行う場合を除き、その通信が□Cの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

	A	B	C
1	緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合	非常通信	自局に関係のないことを確認するまで
2	緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合	遭難通信	終了するまで
3	緊急の事態が発生した場合	非常通信	終了するまで
4	緊急の事態が発生した場合	遭難通信	自局に関係のないことを確認するまで

A-14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 自局の運用に支障を及ぼさない範囲内
- 2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位
- 3 現に通信中の場合を除き、できる限り第一の優先順位
- 4 自国の領域内にある船舶その他の移動体から発するものについて、絶対的優先順位

A-15 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣がその無線局に對して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に對して **A** を命ずることができる。

② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。

③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** ならない。

A	B	C
1 臨時に電波の発射の停止	電波を試験的に発射	①の電波の発射の停止を解除しなければ
2 臨時に電波の発射の停止	職員を派遣し、無線設備を検査	①の無線局の運用の停止を解除しなければ
3 期間を定めて無線局の運用の停止	電波を試験的に発射	①の無線局の運用の停止を解除しなければ
4 期間を定めて無線局の運用の停止	職員を派遣し、無線設備を検査	①の電波の発射の停止を解除しなければ

B-1 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。

イ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

エ 無線局（船上通信局を除く。）に備え付けておかなければならぬ免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内とする。）の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

オ 免許状には、①免許の年月日及び免許の番号、②免許人の氏名又は名称及び住所、③無線局の種別、④無線局の目的、⑤通信の相手方及び通信事項、⑥無線設備の設置場所、⑦免許の有効期間、⑧識別信号、⑨電波の型式及び周波数、⑩空中線電力及び⑪運用許容時間を記載しなければならない。

B-2 次の記述は、遭難通信の意義及び遭難通信を受信したときの措置について述べたものである。電波法（第52条及び第66条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 遭難通信とは、船舶又は航空機が **ア** に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

② 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、**イ**、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため **ウ** に対して通報する等総務省令で定めるところにより **エ** に関し最善の措置をとらなければならない。

③ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、**オ** を直ちに中止しなければならない。

1 他の一切の無線通信に優先して	2 重大かつ急迫の危険に陥った場合	3 現に通信中の場合を除き
4 最も便宜な位置にある無線局	5 遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	6 救助の通信
7 重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合	8 遭難通信の宰領	
9 すべての電波の発射	10 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	

B-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 総務大臣は、ア、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、そのイ、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び員数並びにウ（以下「無線設備等」という。）を検査させる。

② ①の検査は、当該無線局の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日のエまでに、当該無線局の無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①の規定にかかわらず、そのオを省略することができる。

注1 電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

1 時計及び書類	2 2週間前	3 総務省令で定める時期ごとに	4 無線設備
5 電波の型式及び周波数	6 毎年1回	7 1箇月前	8 一部
9 計器及び予備品	10 全部又は一部		

B-4 次に掲げる書類のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事しない船舶の義務船舶局であって、国際通信を行わないものに備え付けておかなければならぬ書類を1、これに備付けを要しない書類を2として解答せよ。

ア 免許状
イ 無線検査簿
ウ 海岸局の局名録
エ 電波法及びこれに基づく命令の集録
オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならぬ事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

ア 1日の延べ通信時間又は通信回数
イ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
ウ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
エ 無線機器の試験又は調整をするための通信を行ったときは、その事実
オ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細